

- このニュースは、毎月1回、以下の通り配信されています。
  - ◎ 各都道府県石油組合および北海道・各地方石油組合宛
  - ◎ 共同事業部会各委員および農林漁業部会各委員
  
- 全石連ホームページに「共同事業Gニュース」を常時掲載しています。  
いつでもカラーで、過去号から最新号まで、ご覧いただけます。
  - ※ 「全石連」で検索⇒「石油広場 全石連ホームページ」⇒  
「組合員の皆様へ」⇒「組合員情報」⇒「共同事業Gニュース」
  - ※ アドレスは <http://www.zensekiren.or.jp/> です。
  
- 主な内容は（お役立ち情報満載！）
  - ① 購買事業の「新商品紹介」、主力商品の基礎知識
  - ② 中型生命等の販売成功例、自家共済、保険の紹介と基礎知識
  - ③ 各種お知らせ
  - ④ 農林漁業A重油制度解説～事務手続きのポイント等 などです。

## （目次）

1. 札幌総会見本市に出展しました ～高級マイクロファイバーなど好評～
2. 100V用（従量電灯）の電子ブレーカー幹旋開始します
3. お知らせ
  - （1）中型生命グループ保険の更改状況
  - （2）SS総合共済～自社工場での修理への対応
  - （3）SS土壌浄化保険の割引制度の追加について

- 農林漁業コーナー（お知らせ）

## 1. 札幌総会见本市に出展しました ～高級マイクロファイバーなど好評～

6月13日開催の札幌総会「SSビジネス見本市」に全石連共同事業部会としてブース出展しました。見本市には総会出席者と道内SS関係者の総勢1,000名強の来場者があり、当ブースにも多くの方々にお寄りいただきました。北石連及び18石協さんのご協力に対し深く感謝申し上げます。

当日は定番の洗車タオル、ロール紙の他、リサイクルトナーの工程モデルなどを展示しましたが、その中で参考出品の高級マイクロファイバータオルが、最も来場者の興味を引き、SSでのニーズが見込めるとの感触を得ました。



見本市のブース風景

このタオルはサイズが40cm四方で4つ折りにすると、端まで余すことなく手のひらに



高級マイクロファイバーの販売例

収まるため、タオルがよれることなく洗車後の拭き上げがスムーズに行えます。また、パイルが細かく厚手のため、滑らかな感触であるとともに耐久性と吸水性にも優れており、都内のSSではセールスルームで敢えて包装せずに販売（1枚250円）されていますが、一般のお客さんも購入されていかれるとのことでした。

本会では正式販売も視野に入れて準備中ですが、サンプルをご希望される組合さんには数量限定（2枚）でご提供いたしますので、当グループ資材チームまでお申し付け下

さい。

なお、組合員価格は130円前後を予定しており、決まり次第改めてご連絡いたします。

## 2. 100V用（従量電灯）の電子ブレーカー斡旋開始します

低圧電力（200V）の電気料金削減提案として大変ご好評を頂いております電子ブレーカーですが、この度、100V（従量電灯）の電気料金削減システムとしてのご提案が可能になりました。

通常、SSさんの電気契約は洗車機等の動力用として低圧電力、照明等の従量電灯の2本の契約を結ばれているところが大半ですが、電力会社によってはこの2本をまとめて低圧高負荷契約と呼ばれる割引プランを設定しているところがあります。

この契約に変更した上で、既設（又は新設）の低圧用の電子ブレーカーに電灯用の電子ブレーカーを新たに組み合わせることによって、基本料金も含めた電気料金を削減することが可能となるものです。

あるSSで導入試算したところ年間約100万円のコスト削減が見込めるとのことです。本システムは既に大手コンビニエンス業界が500店舗で導入済みであることから、検討されてみる価値は十分あると考えております。

現在のところ、この契約メニューを設けている東北、東京、中部、北陸、中国、九州の各電力会社管内のみでの提案となりますが、同様の契約が開設されれば他の管内でも随時扱いを開始させていただきます。

導入費用は従来の低圧用と同じく工事費、事前調査料込みで405,000円（税別）とさせていただきます。

電子ブレーカー未導入のSSさんは勿論のこと、既に低圧電力に電子ブレーカーを導入済みのSSさん、これまで削減提案をお届けできなかったSSさんも含めて、無料診断も承りますので、お気軽に組合又は当グループ資材チームまでご相談ください。

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 対応可能地域    | 東北、東京、中部、北陸、中国、九州 の各電力会社管内 |
| 当面对応不可能地域 | 北海道、関西、四国、沖縄 の各電力会社管内      |

### 3. お知らせ

#### (1) 中型生命グループ保険の更改状況

中型生命グループ保険の満期の案内について、6月上旬に加入組合員宛に6月1日現在の加入内容（加入者名、保険金額等）を記載した「加入継続のお知らせ」を発送しましたが、その結果、従業員の退職や福利厚生制度の見直しなどの理由で解約の申し出があったのは約200人となりました。（昨年度は約300名でした）

皆様のご協力を得て秋のキャンペーン期間に8千人台後半の維持を目指したいと思っています。

7月1日現在の加入者数は、8,821人、前月比-28人です

#### (2) SS総合共済～自社工場での修理への対応

SS総合共済の加入者の中には、壊してしまった車の修理を自社工場で行うケースがあります。修理費用の抑制や修理日数の短縮化の観点からも、自社工場で修理することは大変望ましいことと思われれます。

共済金の支払い対象は、車に与えた損害を賠償するために加入者が負担する費用ですので、自社工場での修理の場合、部品代は仕入れ額、工賃は作業にかかわった社員の人件費実額を支払い対象として算定します。

従って、自社工場での修理案件については、下記の対応を取ることにしておりますので、該当する事例が出てきた際には、その都度、提出をお願いする書類についてご案内いたします。

##### 1. 部品代の取り扱い

部品代は仕入価格を基準に支払対象額を算出。修理費請求書に記載されている部品の仕入れ価格がわかる書類の提出を依頼する。

そうした書類の提出が難しい場合は、修理費請求書に記載されている金額の80%相当を仕入れ額とみなして支払対象額を算定する。

なお、修理内容のうち外注している部分は、委託部分の全額を支払対象額として算定する。

## 2. 工賃の取り扱い

工賃については、人件費実額を証明する書類の提出が極めて難しいと思われるので、修理費請求書に記載されている金額の80%相当を共済金の支払対象額として算定する。

## 3. 代車費用の取り扱い

自社で所有している代車費用の「原価」を証明する書類の提出が極めて難しいと思われるので、修理費請求書に記載されている金額の80%相当を共済金の支払対象額として算定する。

### (3)SS 土壌浄化保険のタンク室割引制度の追加について

現在、SS 土壌浄化保険の保険料が割引となる条件は、①二重殻タンク、②FRP内面ライニング施工、③電気防食施工、④SIR、⑤高精度液面計の5種類となっており、40%の割引が適用されています。

消防法では、地下タンクの設置方法として、鉄筋コンクリート造りのタンク室に設置する方法も定められており、この方法でタンクを設置しているSSを運営されている組合員さんから、「タンク室式の場合、割引制度は適用されないのか。」と問い合わせを受けたことを契機に、本保険を提供している損害保険ジャパンにタンク室設置についての割引適用の検討を要望いたしました。その結果、25年7月1日から、下記内容のタンク室割引が新設されることになりました。本件については、本保険の加入証明書を発送する際に連絡文書にてお知らせいたします。

25年度版パンフレットへの記載が間に合いませんでしたので、当面は「SS 土壌浄化保険の保険料割引制度の改定のご案内」という題名の文書をパンフレットに挟み込むことで対応させていただきます。同文書のPDFファイルを組合にご提供いたしますので、ご活用ください。

#### 「タンク室割引の内容」

廃油タンクを除く全ての地下タンクがタンク室に設置されているSSは、保険料を20%割引きます。

ただし、他の割引（二重殻割引、FRPライニング割引、電気防食割引、SIR割引、高精度液面計割引）との併用はできません。

また、20%割引が適用されるタンクと40%割引が適用されるタンクが混在しているケースでは、低い方の割引率を適用します。（1つのタンクがタンク室設置、その他のタンクがFRPライニング施工のタンクである場合、20%割引となります。）

## 2012(平成24)年度 石油製品需給概要

先般資源エネルギー庁が公表した石油製品需給概要(月報の累計)によると、国内のA重油の24年度の総販売数量は**対前年比▲6.3%の1,376万キロㇿ**となりました。

22年度は1,543万キロㇿ、23年度は1,468万キロㇿと年々大きく減っており、農林漁業用に限らずA重油全体での需要の減少傾向が続いています。

## 水産庁 漁業者に対する燃油助成事業 制度を追加

(参考情報)

既に行われている漁業者に対する、水産庁の燃油助成事業(漁業経営セーフティーネット構築事業)が平成26年度末までの緊急の**特別対策**として、「**特別対策発動ラインを超える部分について特別な対応を行う。**」こととなりました。

現行制度：現行のセーフティーネット(燃油高騰対策)は、原油価格平均値が決められた価格を超えた場合、あらかじめ積み立てをしていた漁業者に対し、超えた分に対して漁業者と国の負担割合が1対1の補填金が積み立てをした漁業者に支払われる制度。

**新制度**：上記の現行制度に加え、原油価格の四半期平均値が62円(A重油価格で換算した場合約95円)/ㇿを超えた場合、**超えた分の補填金を漁業者と国の負担割合を1対3とする(国の負担割合が3/4)**特別な対策。

これに伴い追加募集も行われます。ただし、この新制度を受ける場合は、セーフティーネットの既加入者も新規加入者も「省エネに取り組む計画の提出」など新たな要件が加わります。

また、そのほかの「特別対策」が行われる場合、今回のセーフティーネットに加入していることが条件となります。

これ以外にも、漁業者が積み立てを行う際、積み立て資金を信漁連等から借り入れる際の利息の助成なども行われるとのことです。

現在、上記の制度申込等は全て漁協で行われています。詳しくは各地の漁協・漁連の他、実施主体である「一般社団法人 漁業経営安定化推進協会(漁安協 TEL03-6895-0100)」までお問い合わせ下さい。

